

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

#### 国への提案事項

##### 災害救助法の適用等に関する見直し

- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健・福祉活動について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
  
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府、厚生労働省】

## 5 安心・安全な暮らしづくり

### (1) 被災者の生活支援・再建

#### 現状/広島県の取組

##### 【災害救助法】

- 法の適用

・平成30年7月豪雨災害

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理 等

・令和3年8月11日からの大雨による災害

適用日	令和3年8月12日
適用地域	広島市、三次市、安芸高田市、北広島町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、住宅の応急修理 等

※令和4年3月末現在

##### 【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
  - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
  - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

#### 課題/目標

##### 【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加

##### 【指定緊急避難場所・指定避難所等の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費が自治体の負担となっており、支援制度の創設が必要

#### 令和4年度予算要求の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)  
45億円(前年度比77.3%)